

令和6年度集団指導

# 介護サービス事業者の 運営上の留意事項について(共通編)



Ise City

伊勢市

福祉監査室事業所係

令和6年7月

# 目次

<b>1 各種申請・届出について</b>	<b>4</b>
1 指定更新について	4
2 変更届について	5
3 廃止・休止届について	7
4 体制届について	8
5 各種申請書および届出書について	10
6 業務管理体制の届出について	13
<b>2 令和6年度基準改定及び報酬改定について</b>	<b>17</b>
1 全サービス共通	17

# 目次

## 2 令和6年度基準改定及び報酬改定について(つづき)

2 複数サービス共通	19
① 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入	19
② 高齢者虐待防止の推進	20
③ 身体拘束等の適正化の推進	21
④ 介護職員の処遇改善	23
⑤ 外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し	25

# Ⅰ 各種申請・届出について

## Ⅰ 指定更新について

介護サービス事業者の指定有効期間は、指定日から6年間です。  
指定有効期限までに指定更新を受けないと、失効となります。

### (1) 提出書類

- ・ 指定更新申請書
- ・ 添付書類

添付書類はサービス種類等によって異なりますので、伊勢市HPをご確認ください。

### (2) 提出部数

- ・ 1部

2部作成し、1部は事業所控えとしてください。

### (3) 提出先

- ・ 伊勢市健康福祉部福祉監査室（市役所東館2階⑮）

### (4) 提出期限

- ・ 指定有効期間終了日の1か月前まで

更新期限の約2カ月前に更新のご案内メールを送付します。

## 2 変更届について ①

事業所の名称、所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があった場合は変更があった日から10日以内に届出が必要です。

※ただし、事業所の所在地や建物の構造、専用区画等の変更の場合は、事前に確認が必要な場合がありますので、早めにご相談ください。

### (1) 提出書類

- ・ 変更届出書
- ・ 添付書類

添付書類は変更事項によって異なりますので、伊勢市HPをご確認ください。

### (2) 提出部数

- ・ 1部

2部作成し、1部は事業所控えとしてください。

### (3) 提出先

- ・ 伊勢市健康福祉部福祉監査室（市役所東館2階⑮）

### (4) 提出期限

- ・ 変更のあった日から10日以内

## 2 変更届について ②

No.	変更があった事項	添付書類
1	事業所（施設）の名称	付表、運営規程
2	事業所（施設）の所在地	付表、運営規程、平面図、写真等
3	申請者（法人）の名称	登記事項証明書、誓約書
4	代表者（開設者）の氏名、生年月日、住所	登記事項証明書、誓約書、経歴書（※）、研修修了証の写し等（※）
5	管理者の氏名、生年月日、住所	付表、勤務形態一覧表、経歴書（※）、研修修了証の写し（※）
6	運営規程	変更後の運営規程、勤務形態一覧表（※）、資格証等の写し（※）
7	介護支援専門員の氏名、登録番号	介護支援専門員一覧、勤務形態一覧表、資格証等の写し、研修修了証の写し（※）
8	資格の必要な職種の従業者の変更	勤務形態一覧表、資格証等の写し

（※）必要に応じて提出

事業所の所在地が変更になった場合は、事前に設備等の確認をさせていただく場合がありますので、早めにご相談ください。

### 3 廃止・休止届について

廃止・休止しようとする日の1か月前までに届出が必要です。

#### (1) 提出書類

- ・ 廃止・休止届出書
- ・ 利用者の移管先リスト

#### (2) 提出部数

- ・ 1部

2部作成し、1部は事業所控えとしてください。

#### (3) 提出先

- ・ 伊勢市健康福祉部福祉監査室（市役所東館2階⑮）

#### (4) 提出期限

- ・ 廃止・休止しようとする日の1か月前まで

※今後の施設整備計画の参考とするため、廃止・休止の理由はできるだけ詳細に記載してください。

## 4 体制届について ①

介護給付費（介護予防・日常生活支援総合事業費）算定に係る体制等に変更がある場合は、届出が必要です。

新たに加算を算定する場合は、事前に届出が必要ですのでご注意ください。

### (1) 提出書類

- ・ 介護給付費（介護予防・日常生活支援総合事業費）算定に係る改正等に関する届出書
- ・ 介護給付費（介護予防・日常生活支援総合事業費）算定に係る体制等状況一覧表
- ・ 添付書類

加算に応じて添付書類が異なりますので、伊勢市HPをご確認ください。

### (2) 提出部数

- ・ 1部

2部作成し、1部は事業所控えとしてください。

### (3) 提出先

- ・ 伊勢市健康福祉部福祉監査室（市役所東館2階⑤）



## 4 体制届について ②

### (4) 提出期限

- ・ 居宅系サービス
  - ・ 算定希望月の前月15日まで
- ・ 施設系サービス
  - ・ 算定希望月の前月末日まで（※1日に提出の場合のみ当月から算定可）

### (5) その他

- ・ 体制届は確実に算定できることが見込まれた時点で提出してください。
- ・ 加算を不要とする場合は、その状況が確実になった時点で速やかに届け出てください。

新たに加算を算定する場合は、**提出期限厳守**でお願いします。提出が遅れた場合は、提出月の翌々月からの算定となります。

## 5 各種申請書および届出書について ①

### <申請書・届出書の様式について>

令和6年4月1日付け介護保険法施行規則の改正により、各種申請書・届出書の様式については、厚生労働大臣が定める様式を使用するよう変更となりました。

改正後の様式につきましては、伊勢市ホームページに掲載済みですので、ホームページよりダウンロードして使用していただきますようお願いいたします。

### 介護保険法施行規則の一部を改正する省令等の公布等について

(令和5年3月31日付け老発0331第7号厚生労働省老健局長通知)

#### 第2 改正の内容

##### (1) 介護保険法施行規則の一部改正(改正省令関係)

ア 介護サービス事業者等が都道府県知事又は市町村長に対して行う指定の申請や変更の届出等は、厚生労働大臣が定める様式により行うものとしたこと。

イ アの指定の申請や変更の届出等は、厚生労働省の「電子申請・届出システム」により提出しなければならないこととしたこと。ただし、やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とすること。

## 5 各種申請書および届出書について ②

### <申請・届出の方法について>

令和6年4月1日付け介護保険法施行規則の改正により、申請・届出については、「電子申請・届出システム」により提出することとされたことを受け、伊勢市でも令和6年4月1日より「電子申請・届出システム」による申請・届出の受付を開始しました。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

従来どおり、電子メール、郵送、窓口持参による提出も受け付けますが、事務の効率化の観点から、システムの積極的な活用をご検討ください。

### 介護保険法施行規則の一部を改正する省令等の公布等について

(令和5年3月31日付け老発0331第7号厚生労働省老健局長通知)

#### 第2 改正の内容

##### (1) 介護保険法施行規則の一部改正(改正省令関係)

ア 介護サービス事業者等が都道府県知事又は市町村長に対して行う指定の申請や変更の届出等は、厚生労働大臣が定める様式により行うものとしたこと。

イ アの指定の申請や変更の届出等は、厚生労働省の「電子申請・届出システム」により提出しなければならないこととしたこと。ただし、やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とすること。

## 5 各種申請書および届出書について ③

### <電子申請・届出システムについて>

電子申請・届出システムの利用には、下記の事前準備が必要です。

- **GビズIDの取得**…システムのログインのために必ず必要です。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

- **登記情報提供サービスの登録**…必要に応じて登録してください。

<https://www1.touki.or.jp/gateway.html>

※電子申請・届出システムの概要や業務フロー、画面イメージ等については、厚生労働省ホームページを参照してください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

## 6 業務管理体制の届出について ①

介護サービス事業者（法人）には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。

事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所等の数に応じて定められており、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届出する必要があります。

整備する内容	指定を受けている事業所等の数：1～19	指定を受けている事業所等の数：20～99	指定を受けている事業所等の数：100以上
法令を遵守するための責任者の選任	要	要	要
業務が法令に適合することを確保するための規定の整備	—	要	要
業務執行状況の監査の実施	—	—	要

## 6 業務管理体制の届出について ②

業務管理体制の届出先は次のとおりです。ただし、「指定事業所」には総合事業は含みません。

区分	届出先
指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長
指定事業所が同一中核市にのみ所在する事業者	中核市の長 (指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合は都道府県知事)
<b>地域密着型サービス(予防を含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者</b>	<b>市町村長</b>
上記以外	都道府県知事

## 6 業務管理体制の届出について ③

法人として初めて事業所を開設した場合や、業務管理体制の届出内容や届出先の区分が変更になった場合は、14日以内に変更届出書を提出してください。

なお、区分の変更の場合は、変更前と変更後の届出先双方に変更届出書の提出が必要となりますので、ご注意ください。

### 提出書類

- ・ 新規又は区分変更の場合：様式第1号
- ・ 内容変更の場合：様式第2号

### 提出部数

- ・ 1部

### 提出先

- ・ 伊勢市健康福祉部福祉監査室（市役所東館2階⑤）

### 提出期限

- ・ 変更等があった日から14日以内

## 6 業務管理体制の届出について ④

業務管理体制の届出に係る詳細については伊勢市ホームページに掲載しておりますのでご確認ください

[https://www.city.ise.mie.jp/kenkou\\_fukushi/kaigo/jigyousya/1002462.html](https://www.city.ise.mie.jp/kenkou_fukushi/kaigo/jigyousya/1002462.html)

### 業務管理体制の届出の電子申請について

令和5年3月28日より、厚生労働省において「業務管理体制の整備に関する届出システム」が構築され、電子申請による届け出が可能となりました。（従来通り郵送等による届け出も可能です。）

#### 業務管理体制の整備に関する届出システム

<https://www.laicomea.org/laicomea/>

- 既に書面で申請されたことがある法人に関しましては、事業者番号（Aから始まる番号）が発番されていますので、業務管理体制の届出先にてご確認ください。



## 2 令和6年度基準改定及び報酬改定について

### Ⅰ 全サービス共通 ①

#### ① 人員配置基準における両立支援への配慮

##### 概要

【全サービス】

- 介護現場において、治療と仕事の両立が可能となる環境整備を進め、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、各サービスの人員配置基準や報酬算定について、以下の見直しを行う。
    - ア 「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。
    - イ 「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める。
- 【通知改正】

##### 基準・算定要件等

- 運営基準の解釈通知及び報酬算定上の留意事項通知について、「常勤」及び「常勤換算方法」に係る取扱いを以下のように改正する。

	母性健康管理措置による短時間勤務	育児・介護休業法による短時間勤務制度	「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける短時間勤務制度
「常勤」(※)の取扱い： 週30時間以上の勤務で常勤扱い	○	○	○ (新設)
「常勤換算」(※)の取扱い： 週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める	○	○	○ (新設)

※人員配置基準上の「常勤」及び「常勤換算方法」の計算においては、常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本）勤務している者を「常勤」として取り扱うこととしている。

<参考>厚生労働省ホームページ\_治療と仕事の両立ガイドライン

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/fuideline/>

# Ⅰ 全サービス共通 ②

## ② 管理者の責務及び兼務範囲の明確化

### 概要

【全サービス】

- 提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。  
【省令改正】 【通知改正】

## ③ 「書面掲示」規制の見直し

### 概要


【全サービス】

- 運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととする。【省令改正】 【告示改正】 【通知改正】

（※令和7年度から義務付け）

## 2 複数サービス共通 ①

### ①業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

<b>概要</b>	【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】
	○ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】
<b>単位数</b>	
<p>&lt;現行&gt; なし</p> 	<p>&lt;改定後&gt;  <b>業務継続計画未実施減算</b>  <b>施設・居住系サービス</b> 所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算 <b>(新設)</b>  <b>その他のサービス</b> 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 <b>(新設)</b></p> <p>※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、その他サービスは、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。</p>
<b>算定要件等</b>	
	<p>○ 以下の基準に適合していない場合 <b>(新設)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること</li> <li>・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること</li> </ul> <p>※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。</p> <p>○ 1年間の経過措置期間中に全ての事業所で計画が策定されるよう、事業所間の連携により計画策定を行って差し支えない旨を周知することも含め、小規模事業所の計画策定支援に引き続き取り組むほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に業務継続計画に関する取組状況を追加する等、事業所への働きかけを強化する。また、県別の計画策定状況を公表し、指定権者による取組を促すとともに、業務継続計画を策定済みの施設・事業所についても、地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、指定権者による継続的な指導を求める。</p>

## 2 複数サービス共通 ②

### ②高齢者虐待防止の推進

#### 概要

【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
- 施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。

#### 単位数

<現行>  
なし



<改定後>

**高齢者虐待防止措置未実施減算** 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。

#### 算定要件等

- 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合（新設）
  - ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
  - ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。
  - ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
  - ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

## 2 複数サービス共通 ③

### ③身体拘束等の適正化の推進

#### 概要

【ア：短期入所系サービス★、多機能系サービス★、イ：訪問系サービス★、通所系サービス★、福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★】

- 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行う。
  - ア 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。【省令改正】また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
  - イ 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。【省令改正】

#### 基準

- 短期入所系サービス及び多機能系サービスの運営基準に以下の措置を講じなければならない旨を規定する。
  - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
  - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援の運営基準に以下を規定する。
  - ・ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
  - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(次ページへつづく)

## 2 複数サービス共通 ④

### ③身体拘束等の適正化の推進（つづき）

#### 単位数

【短期入所系サービス★、多機能系サービス★】

<現行>  
なし



<改定後>

**身体拘束廃止未実施減算** 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、短期入所系・多機能系サービスは所定単位数から平均して9単位程度/日の減算となる。

#### 算定要件等

- 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合
  - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
  - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
  - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
  - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること
- 全ての施設・事業所で身体的拘束等の適正化が行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に身体的拘束等の適正化に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて身体的拘束等の適正化の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、身体的拘束等の適正化に向けた取組の強化を求める。

## 2 複数サービス共通 ⑤

### ④介護職員の処遇改善

【訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護★、認知症対応型共同生活介護★、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

#### 概要

- 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引上げを行う。
  - 介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。
- ※ 一本化後の加算については、事業所内での柔軟な職種間配分を認める。また、人材確保に向けてより効果的な要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直す。 【告示改正】

#### 単位数

※介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に以下の加算率を乗じる。加算率はサービス毎の介護職員の常勤換算職員数に基づき設定。

サービス区分	介護職員等処遇改善加算			
	I	II	III	IV
訪問介護・夜間対応型訪問介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	24.5%	22.4%	18.2%	14.5%
訪問入浴介護★	10.0%	9.4%	7.9%	6.3%
通所介護・地域密着型通所介護	9.2%	9.0%	8.0%	6.4%
通所リハビリテーション★	8.6%	8.3%	6.6%	5.3%
特定施設入居者生活介護★・地域密着型特定施設入居者生活介護	12.8%	12.2%	11.0%	8.8%
認知症対応型通所介護★	18.1%	17.4%	15.0%	12.2%
小規模多機能型居宅介護★・看護小規模多機能型居宅介護	14.9%	14.6%	13.4%	10.6%
認知症対応型共同生活介護★	18.6%	17.8%	15.5%	12.5%
介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護★	14.0%	13.6%	11.3%	9.0%
介護老人保健施設・短期入所療養介護（介護老人保健施設）★	7.5%	7.1%	5.4%	4.4%
介護医療院・短期入所療養介護（介護医療院）★・短期入所療養介護（病院等）★	5.1%	4.7%	3.6%	2.9%

(注) 令和6年度末までの経過措置期間を設け、経過措置期間中は、現行の3加算の取得状況に基づく率維持した上で、今般改定による加算率の引上げを受けることができるようにするなどの激変緩和措置を講じる。

(次ページへつづく)

## 2 複数サービス共通 ⑥

### ④介護職員の処遇改善（つづき）

#### 算定要件等

- 一本化後の新加算全体について、職種に着目した配分ルールは設けず、事業所内で柔軟な配分を認める。
- 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。  
※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、収入として新たに増加するベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

加算率（※）

既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字

加算率（※）	新加算区分	要件	対応する現行の加算等（※）	新加算の趣旨
【24.5%】	Ⅰ	新加算（Ⅱ）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（訪問介護の場合、介護福祉士30%以上）	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【13.7%】 b. 特定処遇加算（Ⅰ）【6.3%】 c. ベースアップ等支援加算【2.4%】	事業所内の経験・技能のある職員を充実
【22.4%】	Ⅱ	新加算（Ⅲ）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・ 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】 ← <del>グループごとの配分ルール【撤廃】</del>	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【13.7%】 b. 特定処遇加算（Ⅱ）【4.2%】 c. ベースアップ等支援加算【2.4%】	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
【18.2%】	Ⅲ	新加算（Ⅳ）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【13.7%】 b. ベースアップ等支援加算【2.4%】	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
【14.5%】	Ⅳ	・ 新加算（Ⅳ）の1/2（7.2%）以上を月額賃金で配分 ・ 職場環境の改善（職場環境等要件）【見直し】 ・ 賃金体系等の整備及び研修の実施等	a. 処遇改善加算（Ⅱ）【10.0%】 b. ベースアップ等支援加算【2.4%】	介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

※：加算率は訪問介護のものを例として記載。

新加算（Ⅰ～Ⅳ）は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。（介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。）



## 2 複数サービス共通 ⑦

### ⑤外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し

#### 概要

【通所系サービス★、短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス】

- 就労開始から6月未満のEPA介護福祉士候補者及び技能実習生（以下「外国人介護職員」という。）については、日本語能力試験N1又はN2に合格した者を除き、両制度の目的を考慮し、人員配置基準への算入が認められていないが、就労開始から6月未満であってもケアの習熟度が一定に達している外国人介護職員がいる実態なども踏まえ、人員配置基準に係る取扱いについて見直しを行う。

具体的には、外国人介護職員の日本語能力やケアの習熟度に個人差があることを踏まえ、事業者が、外国人介護職員の日本語能力や指導の実施状況、管理者や指導職員等の意見等を勘案し、当該外国人介護職員を人員配置基準に算入することについて意思決定を行った場合には、就労開始直後から人員配置基準に算入して差し支えないこととする。【告示改正】

その際、適切な指導及び支援を行う観点、安全体制の整備の観点から、以下の要件を設ける。

- ア 一定の経験のある職員とチームでケアを行う体制とすること。  
 イ 安全対策担当者の配置、指針の整備や研修の実施など、組織的に安全対策を実施する体制を整備していること。  
 併せて、両制度の趣旨を踏まえ、人員配置基準への算入の有無にかかわらず、研修又は実習のための指導職員の配置や、計画に基づく技能等の修得や学習への配慮など、法令等に基づき、受入れ施設において適切な指導及び支援体制の確保が必要であることを改めて周知する。

#### 算定要件等



次のいずれかに該当するものについては、職員等の配置の基準を定める法令の適用について職員等とみなしても差し支えないこととする。

- ・ 受入れ施設において就労を開始した日から6月を経過した外国人介護職員
- ・ 受入れ施設において就労を開始した日から6月を経過していない外国人介護職員であって、受入れ施設（適切な研修体制及び安全管理体制が整備されているものに限る。）に係る事業を行う者が当該外国人介護職員の日本語の能力及び研修の実施状況並びに当該受入れ施設の管理者、研修責任者その他の職員の意見等を勘案し、当該外国人介護職員を職員等の配置の基準を定める法令の適用について職員等とみなすこととしたもの
- ・ 日本語能力試験N1又はN2に合格した者



ご覧いただきありがとうございました

ひきつづきサービス別の資料をご確認いただきますようお願いいたします。

- **地域密着型サービス・総合事業（第1号事業）**  **資料3**
- **居宅介護支援・介護予防支援**  **資料4**

事業所内での情報共有をお願いします。